

職域サポートローン

令和4年9月1日現在

商 品 名	・職域サポートローン
ご利用いただける方	・申込時および実行時年齢が満18歳以上の方で、最終返済時の年齢75歳以下であり、安定継続した収入のある方 ・「職域サポート制度※」を導入した事業所に働く経営者や従業員の方 （パート・アルバイト等の非正規社員も可能です。） ※信用金庫と事業所の合意が必要です。 ・しんきん保証基金の保証が受けられる方
お 使 い み ち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ① 申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 自動車・教育・リフォーム関連にかかる資金 ② 申込人が①を用途として金融機関(当金庫を含む)・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 《対象外となる資金用途》 ① 支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親も含む)、子が営む法人自営業 ② 個人間売買による購入費用 ③ 支払済資金(教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金は除く)
ご 融 資 金 額	・500万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・3ヵ月以上10年以内
ご 融 資 利 率	・変動金利型 当金庫「新長期プライムレート」を基準とします。ご融資後の利率については4月1日および10月1日現在の「新長期プライムレート」を基準として、年2回見直しを行います。 ※お取引項目に応じた金利引下げ制度もありますので、窓口でお問い合わせ下さい。
ご 返 済 方 法	・毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヶ月以内) 融資額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。
担保・保証人 保証料	・しんきん保証基金が保証しますので、担保、保証人は不要です。 (保証料は金利に含まれてます)
手 数 料	・一部繰上返済5,500円(消費税込)、全額繰上返済11,000円(消費税込) (ただし残高100万円未満は無料)
苦 情 処 理 措 置・ 紛 争 解 決 処 置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時~17時、電話0766-74-4101)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 富山県弁護士会(076-421-4811)金沢弁護士会(電話076-221-0242)、福井弁護士会(電話0776-23-5255)、東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	・現在の融資利率やご返済額の試算については窓口でお問い合わせください。 ・お申込みに際しては、審査がありご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

Himifushiki shinkin bank